

加賀市看護師人材養成計画策定支援業務仕様書

1 委託業務名

加賀市看護師人材養成計画策定支援業務

2 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、加賀市医療センター（以下「医療センター」という）及び市内医療機関における継続的な看護師の確保と、加賀市が行う看護師人材の確保及び養成の体制についての計画策定を目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 市内医療機関及び医療センターにおける将来的な看護師の需要の把握

社会情勢、加賀市及び医療センターの各種計画から将来的な看護師の必要数を推計する。

必要に応じて市医師会等へのヒアリング、アンケートを行う。

(2) 市内病院等の看護師就業状況について

採用、退職状況、出身地域、出身校等について

(3) 加賀看護学校の看護師養成状況と今後のあり方について

近隣の看護師養成施設（大学、看護学校）の状況を調査し、加賀看護学校の今後のあり方について考察を行う。

加賀市内における高校卒業後の進学先としての加賀看護学校のあり方について考察を行う。

必要に応じて加賀看護学校職員へのヒアリング、加賀看護学校学生へのヒアリング、アンケートを行う。

(4) 看護師等修学資金の状況と今後のあり方について

現行の看護師等修学資金の状況と費用対効果について考察を行う。

必要に応じて貸与を受けた学生等へのアンケート、ヒアリングを行う。

※各業務の詳細や作成スケジュールについては、委託契約後、医療センターとの協議により変更することを妨げない。

5 委託業務の実施条件

(1) 業務の遂行に当たっては、医療センターと十分な連絡を保ち、処理方針については、医療センターの指示及び承諾を受けるものとする。

(2) 業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

- (3) 業務の遂行には、医療体制及び病院の機能や運営に関し、相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 受託者は、医療センターの健康福祉行政全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 受託者は、医療センターに対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (6) 医療センターは、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (7) 本業務の遂行によって生じる権利は、医療センターに帰属するものとする。
- (8) 受託者は、業務によって知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。
- (9) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に医療センターの承認を得るものとする。

6 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、医療センターと協議の上、決定する。

- ・加賀市における看護師人材の確保及び養成に係る検討報告書（1部）
- ・その他本業務において作成した資料等（各々1部）
- ・ヒアリング、アンケート等の記録（各々1部）
- ・上記の原稿や電子データ等を収録した記憶媒体（DVD-ROM 等）

7 その他

- (1) 本業務について必要な資料については、医療センターと調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、医療センターと受託者で協議のうえ決定するものとする。